

活動費規程

全国サイディング事業協同組合連合会

（目的）

第1条 この規程は、本連合会の役員の活動費に関する事項について定めることを目的とする。

（活動費）

第2条 次の活動があった場合に活動費を給付する。

- (1) 本連合会の執行部会などの会議
- (2) 本連合会の業務としての面談
- (3) 所属組合が主催する会議への応援訪問

（給付金額）

第3条 活動費は交通費と昼食代を基本とし、参加者に対して下記金額を支払うものとする。

- (1) リアル会議は1会議 5,000 円（税込）とする。
- (2) Zoom などのビデオ会議は1会議 3,000 円（税込）とする。
- (3) 事前打ち合わせなどの少人数会議と面談は1会議 3,000 円（税込）とする。

（請求方法）

第4条 活動費の請求は4ヶ月ごとにまとめ、指定の請求書を会計担当理事に提出する。

- (1) 10月～1月分 2月～5月分 6月～9月分

（会議の数）

第5条 執行部会と定例会など連続している場合は1会議として数える。

（給付対象）

第6条 活動費の対象者は本連合会役員とし、事務局と業務担当者などは対象外とする。

（二重請求の禁止）

第7条 所属組合から活動費が給付される場合、本連合会から活動費は給付しない。

（遠方への出張）

第8条 遠方へ出張の場合、別途交通費と宿泊費の実費精算も認める。

付則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日 理事会決議により制定